

3. 国有財産に関する取組

地方公共団体と連携して、地域の様々な課題解決のため、国有財産を通したまちづくり支援や最適利用に取り組んでいます。

空き地・空き家の有効活用を通じたまちづくり支援

山形県上山市のまちづくり支援のため、山形財務事務所は、上山市、NPO法人かみのやまランドバンクと「空家等・空き地対策に関する連携協定」を締結し、まちづくりを進めていくうえでの課題解決に取り組んでいる。

概要

○ランドバンク事業とは

- ・人口減少や高齢化に伴い増加している空き地・空き家を一体的に再編し、有効活用することで、地域の活性化につなげる事業のこと。

施策
・空き地再生
・空き家バンク
・リノベーション

定住促進 交流人口増加

地域活性化

空き地・空き家の再編イメージ

【before】

道路（4m）

50坪



空き家

30坪

空き地

【after】

道路（6m）

後退部分

70坪



新築

○財務局の支援により期待される効果

- ・財務局が持つネットワーク(地方公共団体や地域金融機関等)を活用することで、事業を進めるうえでの課題解決の一助となることが期待される。
- ・土地の有効活用が図られることで、将来的な相続人不存在による国庫帰属財産の管理コスト低減につながることを期待される。

取組の成果

○まちづくりの課題を特定

- ・令和2年10月に、上山市、かみのやまランドバンク、山形財務事務所の3者で連携協定を締結。
- ・当面の課題を「空き家を利活用した起業創業希望者に対する支援体制強化」とし、取組を進めている。

○事業推進に向けた研修会の開催

- ・地域金融機関や政府系金融機関、大学関係者を講師に招き、**創業支援のポイント、創業に関する融資制度、定期借地制度の活用**をテーマとした研修会を計3回開催。
- ・事業の課題共有・課題解決のための意見交換等では、講師の金融機関や政府系金融機関、大学からもアドバイスを受け、まちづくり支援に関する地域関係者のネットワークが拡大。

【参加者の声】

- ・創業にあたっての事業計画の重要性を再認識した。
- ・地方では土地所有意識が強く、定期借地に対するニーズ発掘が課題。



【研修会の様子】

国公有財産の最適利用による「まちづくり」への貢献

東海財務局は、「まちづくり」への貢献に向けて、地域ニーズの把握・知見向上に努めるため、地方公共団体などの関係機関と連携し、勉強会や意見交換会を実施。

概要

- 地方公共団体においては、少子高齢化に加えて、人口流出への対応が求められる中、**公有地の有効活用を通した「魅力あるまちづくり」**は重要課題の一つである。
- 「まちづくり」には、各種制度に対する知見や創意工夫が求められており、**財務局は国有財産の有効活用を通して、地方公共団体への支援が可能**である。
- 東海財務局では、関係機関と連携して地域ニーズを把握するとともに、国の施策を紹介するなど、互いの知見を向上させ、今後の課題解決に資するよう、「まちづくり」に向けた取組を進めている。

東海財務局

連携

地方公共団体
UR都市機構・金融機関 等

- ①地域ニーズの把握
- ②国公有財産の活用方法を検討
- ③知見の向上・ノウハウの習得

「まちづくり」への貢献



取組の成果

- 岡崎市との国公有財産に関する勉強会**
 - ・「**敷地主義からエリア主義へ**」をテーマに、「エリア」を意識した土地の活用方法を学習。
 - ・同市が整備予定である市有地の活用方法をテーマに、グループワークを実施。
 - ・サウンディングや官民対話の急所について学習。
- UR都市機構中部支社との意見交換会**
 - ・留保財産を題材に、**地域ニーズの把握や掘り起こし**について意見交換を実施。
 - ・市街地再開発事業も含め、UR都市機構が実施した具体的なまちづくり事例を題材に勉強会を実施。



【グループワークの様子】



【意見交換の様子】

- 今後の展開
 - ・こうした関係機関との連携を通して、知見・知識を向上させ、国公有財産の最適利用に向けて財務局ができる「まちづくり貢献」のアウトリーチを拡大していく。

広島市都心部の新たなにぎわい拠点づくりへの貢献

広島市に無償貸付中の中央公園内において、同市が予定する公園施設の計画的な整備に対し、土地所有者として適切に対応することで、地域の新たなにぎわい拠点づくりに貢献。

概要

- 広島市における中央公園の整備
 - ・広島市の都心部に所在する中央公園(都市公園・約39ha)の土地は国有財産であり、昭和29年12月より、国が広島市に対して公園用地として無償貸付している。
 - ・広島市は、中央公園全体をにぎわいやくつろぎなどのシンボリックな空間とすべく「中央公園の今後の活用に係る基本方針」を令和2年3月に策定し、以下の施設整備に着手。

整備予定の施設

- ①サッカースタジアム(令和6年2月、開業予定)
※Jリーグ所属のサンフレッチェ広島の本拠地として使用予定
- ②広場エリア(令和6年8月、供用開始予定)
- ③旧広島市民球場跡地イベント広場(令和5年3月、供用開始予定)
- ④広島城三の丸にぎわい施設(令和7年3月、供用開始予定)

- 中国財務局の取組
 - ・中国財務局は、令和元年8月以降、中央公園の今後の活用に係る有識者会議にオブザーバーとして参加し、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」の策定に参画。
 - ・また、施設整備にあたり、広島市からの照会や国有財産法に基づく各種承認申請に対して適切に対応し、地域貢献の観点も踏まえつつ、まちづくりに資する整備となるようアドバイスを行った。

取組の成果

- 広島市が当該公園施設を計画的に整備することにより、中央公園全体を使った周遊ルートが形成され、新たなにぎわいの拠点が創出されることにより、地域の活性化が期待される。
- 今後、中国財務局は、公園周辺に所在する国有財産の地域・社会のニーズを踏まえた有効活用も含め、本地域のまちづくりに貢献していく予定。

都市計画情報(ひろしま地図ナビ)より



①サッカースタジアム ②広場エリア



写真提供:広島市

①サッカースタジアム



③旧広島市民球場跡地



国庫帰属財産の円滑な処理に向けた関係機関との連携定着

四国財務局は、国庫帰属財産の事務手続きを共有する連絡会を設置し継続して開催。引継ぎした国庫帰属財産の利活用のマッチングを目指し、地方公共団体と意見交換。



概要

- 四国財務局は、令和2年6月に家庭裁判所や弁護士会等の関係機関と「国庫帰属財産にかかる連絡会」を設置し、継続して同連絡会を開催している。
- 令和4年3月に第3回連絡会を開催し、円滑な引継ぎに向けた国庫帰属財産の処理について意見交換を行った。
- また、四国財務局が引継ぎした国庫帰属財産の利活用の可能性について、香川県まんのう町と意見交換を行った。

第三回連絡会の模様



<国庫帰属財産にかかる連絡会>



取組の成果

- 第3回連絡会
 - ・四国財務局から関係機関に対し、「**相続人不存在による国庫帰属の手引き**」を周知。また、事例紹介や任意売却などの意見交換等を通じ、関係者間で情報共有。
 - ・意見交換では、「任意売却の判断にあたり、不動産の専門家へ早めに情報提供してほしい」など、**国庫帰属される前の段階における処分手続き**に関する意見も聞かれ、関係者の地域不動産に関する問題認識等を共有することができた。
 - ・今後も継続して同連絡会を開催することについて、関係機関に確認した。
- 香川県まんのう町との意見交換
 - ・同町担当者から、「接道要件が整っているような土地であれば、地元のニーズ次第で利活用の検討は可能。今後も土地情報の共有をお願いしたい」との要望を聴取。

今後も各関係機関との連携・協力を推進し、国庫帰属財産の円滑な処理を進めていく。

国家公務員宿舎を活用した移住支援

松山財務事務所は、愛媛県大洲市に「移住お試し住宅」として国家公務員宿舎を提供。移住希望者への住宅提供に向けて、記者発表による周知など、同市と連携して地域課題に取り組んだ。

概要

- 大洲市は、移住希望者が一時的に利用する住宅を整備しようとしたが、利便性の良い市内中心部の市営住宅に空きがないなど、対応に苦慮していた。
- このような状況から、同市より国家公務員宿舎を利用できないか相談があったもの。



- 地方公共団体等への国家公務員宿舎の提供は、被災者用などに限定され、移住希望者用の住宅としての提供は、四国財務局管内では前例がなかった。
- このため、松山財務事務所は若手職員を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、宿舎提供手続きのスキームの検証や自治会・入居者との調整を進めるとともに、家電等設備は同市が整備するなど、相互に連携し、「移住お試し住宅」が実現。
- また、同市の移住・定住促進事業の広報活動を支援するため、松山財務事務所の情報発信機能を活用し、記者発表を行った。

取組の成果

- 記者発表後、同市の事業が地元紙や全国紙に掲載され、同市への問合せが相次ぎ、移住希望者への住宅提供に結び付くなど、同市の移住・定住促進に向けた取組に貢献することができた。
- 同市とは、国家公務員宿舎の提供後も定期的に利用状況等について情報共有を行っており、より良い取組となるよう、引き続き連携していく。



大洲市移住お試し住宅



大洲市移住・定住
支援サイト
<https://www.city.ozu.ehime.jp/site/iju-teiju/>



公有財産等に関する地方公共団体向け相談窓口の設置

九州財務局では、公有財産の管理処分などに関する地方公共団体向けの相談窓口を設置。組織一体で相談窓口の周知に取り組み、国有財産の管理処分に関するノウハウを積極的に情報共有することで、地方公共団体が抱える悩みの解決に向けた支援を実施。

概要

- これまで九州財務局は、公有地の管理処分などに悩む地方公共団体に対して、業務で接触する機会などを捉えて、国有財産の管理処分で培ったノウハウを生かし、**国有財産の売却手法や評価の考え方などに関する情報提供**を個別で実施してきた。
- しかし、個別事案に関する相談が中心で窓口もバラバラであったことに加え、近年は地方公共団体との接触機会が減少し、情報提供の機会が少ない状況にあった。
- こうした状況を踏まえて、より多くの地方公共団体に幅広く情報提供を行うため、令和3年10月に**公有財産等に関する地方公共団体向けの相談窓口**を新設。
- 当窓口の設置について、地方公共団体と接触機会の多い財政融資担当から、管内全市町村に対して周知。当窓口では一般的な質問・相談も受け付け、**地方公共団体が気軽に相談できる環境を整備**した。

取組の成果

- 相談窓口設置後の状況
 - ・複数の地方公共団体から、公有地の売却などに関する相談が寄せられ、国有財産の売却に関する入札の方法や、老朽化した建物に関する評価の考え方などについて、情報提供を行った。

【相談者の声】

こうした相談を受け付けてくれるとは知らなかった。

実際の事務処理の参考となるので、感謝している。

- 今後の取組
 - ・引き続き、組織一体で協力して相談窓口の周知に取り組み、相談窓口の認知度を高め、定着化を図っていく。
 - ・**相談窓口寄せられた相談に対する情報提供の内容を整理し、管内の地方公共団体に還元**するなど、幅広い情報提供を実施していく。